

藤沢市下水道事業の財務の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月１６日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市規則第８２号

藤沢市下水道事業の財務の特例を定める規則の一部を改正する規則

藤沢市下水道事業の財務の特例を定める規則（昭和４４年藤沢市規則第４９号）の一部を次のように改正する。

第７５条第１号の表第１２４条の項中「第２４３条の２の８第１項後段」を「第２４３条の２の９第１項後段」に改め、同表第１２５条第１項の項中「第２４３条の２の８第１項前段」を「第２４３条の２の９第１項前段」に改め、同表第１２５条第２項の項中「第２４３条の２の８第１項後段」を「第２４３条の２の９第１項後段」に改める。

別表第２損益勘定の表１収益勘定の表下水道事業収益の項営業外収益の項長期前受金戻入の項中「寄付金」を「寄附金」に改め、同表下水道事業収益の項特別利益の項長期前受金戻入の項中「受贈財産評価額寄付金」を「受贈財産評価額寄附金」に改める。

別表第２資産勘定の表２流動資産の表未収金の項その他未収金の項その他未収金の項中「未収寄付金」を「未収寄附金」に、「過年度未収寄付金」を「過年度未収寄附金」に改める。

別表第２負債勘定の表３繰延収益の表繰延収益の項長期前受金の項、長期前受金収益化累計額の項及び建設仮勘定長期前受金の項中「寄付金」を「寄附金」に改める。

別表第２資本勘定の表２剰余金の表資本金の項資本剰余金の項中「寄付その他受贈財産の評価額」を「寄附その他受贈財産の評価額」に、「寄付金」を「寄附金」に改める。

別表第2 整理勘定の表2 支出の表工事費勘定の項を次のように改める。

工事費勘定	きよ 管渠建設費 ポンプ場建設費 浄化センター建設費 新市街地建設費 相模川流域 下水道建設費	南部処理区 東部処理区 南部処理区 東部処理区 南部処理区 東部処理区 新市街地建設費 相模川流域処理 区	南部処理区 東部処理区 南部処理区 東部処理区 南部処理区 東部処理区 新市街地建設費 相模川流域処理 区	
-------	---	---	--	--

	区域外下水道建設費	区域外	区域外	
	固定資産購入費	固定資産購入費	固定資産購入費	固定資産の購入費
	国庫補助金返還金	国庫補助金返還金	国庫補助金返還金	補助事業等により取得した資産を財産処分する際の国庫補助金の返還金

別表第 2 整理勘定の表 2 支出の表消費税及び地方消費税の項消費税及び地方消費税の項消費税及び地方消費税の項中「仮払消費税及び地方消費税（営業）」を「仮払消費税及び地方消費税」に改め、「仮払消費税及び地方消費税（資本）」を削る。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第 2 損益勘定の表 1 収益勘定の表下水道事業収益の項営業外収益の項長期前受金戻入の項の改正規定、同表下水道事業収益の項特別利益の項長期前受金戻入の項の改正規定、別表第 2 資産勘定の表 2 流動資産の表未収金の項その他未収金の項その他未収金の項の改正規定、別表第 2 負債勘定の表 3 繰延収益の表繰延収益の項長期前受金の項、長期前受金収益化累計額の項及び建設仮勘定長期前受金の項の改正規定並びに別表第 2 資本勘定の表 2 剰余金の表資本金の項資本剰余金の項の改正規定 公布の日
- (2) 第 75 条第 1 号の表の改正規定 令和 8 年 9 月 24 日
- (3) 別表第 2 整理勘定の表 2 支出の表工事費勘定の項並びに同表消費税及び地方

消費税の項消費税及び地方消費税の項消費税及び地方消費税の項の改正規定
令和9年1月1日